

職務の級の最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 41 号

職務の級の最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 29 号）附則第 5 項、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 5 項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 33 号）附則第 2 項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 34 号）附則第 2 項の規定により、職務の級の最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(職務の級の最高の号給を超える給料月額の切替え)

第 2 条 平成 18 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 5 までの給料表又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号。以下「給与等条例」という。）別表第 1 から別表第 3 までの給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額（給与条例別表第 3 アの備考 2 若しくはイの備考 2 又は給与等条例別表第 2 の備考 2 の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表第 1 の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表第 1 に定める号給
- (2) 旧級が行政職給料表の 1 級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別表第 1 の旧給料月額欄に掲げられていないもの 人事委員会の定める号給
- (3) 旧給料月額が別表第 2 に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級（以下「新級」という。）、旧給料月額及び経過期間に応じて別表第 2 に定める号給
- (4) 新級が行政職給料表の 10 級となる職員のうち旧給料月額が別表第 2 に掲げられていないもの 新級の 15 号給
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 4 項の規定による給料月額の切替え)

第 3 条 切替日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岩手県条例第 62 号）第 5 条第 4 項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
976,000	913,000
1,084,000	1,014,000
1,192,000	1,115,000
1,297,000	1,211,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 3 項の規定による給料月額の切替え)

第 4 条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 56 号）第 7 条第 3 項の規定

による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,043,000	976,000
1,175,000	1,100,000
1,297,000	1,211,000

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 職務の級の最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第58号）は、廃止する。

別表第1 旧級が行政職給料表の11級である職員以外の職員の新号給（第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
4 級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
	436,200	85	86	87	88	89
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2 級	384,900	129	130	131	132	133
	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3 級	417,200	137	138	139	140	141

4 級	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93
	460,700	93	94	95	96	97
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
	472,800	85	86	87	88	89
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円	129	130	131	132	133
	457,000	129	130	131	132	133
2 級	円	133	134	135	136	137
	459,800	133	134	135	136	137

エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円	141	142	143	144	145
	443,200	141	142	143	144	145
2 級	円	145	146	147	148	149
	445,600	145	146	147	148	149

オ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額					
2 級	円	113	114	115	116	117
	371,700	113	114	115	116	117
2 級	円	117	118	119	120	121
	374,400	117	118	119	120	121
5 級	円	69	70	71	72	73
5 級	579,900	69	70	71	72	73

カ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
2級	円	89	90	91	92	93
	515,800	93	94	95	96	97
3級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

キ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4級	円	101	102	103	104	105
5級	386,900	81	82	83	84	85
	424,900	85	86	87	88	89
7級	428,300	49	50	51	52	53
	491,600					

ク 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
1級	円	161	162	163	164	165
	321,000	165	166	167	168	169
2級	322,800	149	150	151	152	153
3級	369,600	121	122	123	124	125
4級	396,600	105	106	107	108	109
	408,600	109	110	111	112	113
5級	411,000	85	86	87	88	89
	428,900	89	90	91	92	93
	431,400	93	94	95	96	97
	433,900					

別表第2 旧級が行政職給料表の11級である職員の新号給（第2条関係）

旧給料月額	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新 級						
円	9 級		37	38	39	40	41
580,300	10 級		14	14	15	15	15